

令和2年9月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 令和2年9月17日(木) 開会 午後2時 4分
閉会 午後2時37分

場所 議会運営委員会室

出席委員 須賀敬史委員長

細田善則副委員長、石川忠義副委員長

飯塚俊彦委員、齊藤邦明委員、中屋敦慎一委員、木下高志委員、神尾高善委員、

小林哲也委員、小谷野五雄委員、江原久美子委員、井上航委員、山本正乃委員、

木村勇夫委員、安藤友貴委員、萩原一寿委員、秋山文和委員

出席者 田村琢実議長、小久保憲一副議長

欠席委員 なし

説明者 砂川裕紀副知事、堀光敦史企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和2年9月閉会中 議会運営委員会における発言
(令和2年9月17日(木))

委員長

1 9月定例会の付議予定議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

砂川副知事

委員長のお許しをいただいたので、9月定例会議案に提案させていただき議案について、説明申し上げます。

お手元の資料「埼玉県議会令和2年9月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。

9月定例会議案に提案を予定している議案は、予算1件、条例5件、財産の取得1件、訴えの提起1件、事件議決2件の計10件である。また、議案以外では、継続費精算報告などの報告事項が16件あり、合わせて26件となる。

議案の詳細については、この後、企画財政部長から説明するが、私から主なものを説明する。

はじめに補正予算案については、新型コロナウイルス感染症対策として、感染拡大期に備え、医療提供体制の整備等を進めるとともに、県内経済活動の回復に向けた支援や公共事業の追加などに要する経費について編成したものである。その結果、一般会計の補正予算額は877億4,997万1千円となったところである。

次に、条例については、新規条例が1件、一部改正条例が4件である。主なものとしては、現下の厳しい社会経済情勢に鑑み、知事等の給与を減額する「知事等の給与の特例に関する条例」がある。

財産の取得については、新学習指導要領で求められている生徒の情報活用能力の育成を図るため、県立高等学校の授業で活用するプロジェクターを取得することについて議決を求めるものである。

訴えの提起については、県営住宅の明渡し等を求める訴訟を提起することについて議決を求めるものである。

事件議決については、一般会計をはじめとする各会計の前年度の決算を認定に付するものである。

以上で私からの説明を終わる。引き続き、企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

企画財政部長

それでは、委員長のお許しをいただいたので、議案等の詳細を、お手元の資料により説明申し上げます。

資料1「埼玉県議会令和2年9月定例会付議予定議案件名」を御覧いただきたいと存じます。

1ページの1番から6番までは「補正予算」及び「条例」である。後ほど、資料2及び3により詳しく説明させていただきます。

2ページの7番「財産の取得について」は、県立高等学校の授業において使用する超短焦点プロジェクター1,068台を購入するもので、取得金額は2億1,780万円である。

8番の「訴えの提起について」は、県営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者1名に対して、住宅の明渡しと滞納家賃等の支払を求める訴えを提起するものである。

9番と10番の「決算の認定」は、一般会計及び14の特別会計と5つの公営企業会計について決算の認定を求めるものである。

3ページからは「報告事項」である。1番の「地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告」は、漁業法の一部改正に伴い、規定の整備を行ったものである。2番の「行政報告書」は、令和元年度の主要な施策の成果について報告するものである。3番と4番の「継続費精算報告」は、継続年度が終了した一般会計、県営住宅事業特別会計及び公営企業会計の事業について報告するものである。5番の「基金の運用状況報告」は、土地開発基金及び美術作品取得基金の2つの基金について報告するものである。4ページの6番「法人の経営状況報告」は、埼玉県立大学など5法人について報告するものである。7番の「地方独立行政法人の業務実績に関する評価報告及び中期目標期間の業務実績見込みに関する評価報告」は、地方独立行政法人法の規定に基づき、埼玉県立大学の令和元年度の業務実績及び平成28年度から令和3年度までの中期目標期間の業務実績見込みに関して、評価委員会からの評価結果を報告するものである。5ページの8番「健全化判断比率等報告」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものである。9番の「私債権の放棄に関する報告」は、埼玉県債権の適正な管理に関する条例の規定に基づき、令和元年度に放棄した私債権の種類、件数及び金額について報告するものである。10番の「観光づくりに関する施策の実施状況報告」は、埼玉県観光づくり推進条例の規定に基づき、令和元年度における観光づくりに関して講じた施策について報告するものである。11番の「農林水産業の振興に関する施策の実施状況報告」は、埼玉県農林水産業振興条例の規定に基づき、令和元年度における農林水産業の振興に関して講じた施策について報告するものである。報告事項については、以上である。

続いて、条例案を説明させていただく。資料2「条例案の概要」を御覧いただきたいと存じる。1番の「知事等の給与の特例に関する条例」は、現下の厳しい社会経済情勢に鑑み、施行の日から令和2年12月31日までの間、知事は30%、副知事は20%、公営企業管理者等は10%の給料月額を減額するものである。2番の「法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、法人の県民税の法人税割について、超過税率を課する特例期間を5年延長するものである。3番の「埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例」は、特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉からの申出に基づき、指定の取消しを行うものである。2ページの4番「埼玉県手数料条例の一部を改正する条例」は、漁業法等の一部改正に伴い、規定の整備をするものである。5番の「埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例」は、県民の利便性の向上及び行政事務の効率化等を図るため、個人番号を利用することができる事務として、県立高等学校の専攻科の生徒に対する修学支援金の支給に関する事務等を追加するものである。条例については、以上である。

続いて、補正予算案を説明させていただく。資料3「令和2年度9月補正予算案の概要」を御覧いただきたいと存じる。この補正予算案は、新型コロナウイルス感染症対策として医療提供体制の整備に要する経費に予算措置を講じるとともに、県内経済活動の回復に向けた支援や県民生活に直結する公共事業の追加など、当面緊急に対応すべき事業について編成したものである。補正予算の規模は、一般会計で877億4,997万1千円となっている。

それでは、「3 主な内容」について説明する。

まず、一つ目の○、「感染拡大期に対応した医療提供体制の整備等」についてである。「入院医療機関の体制整備への助成」は、引き続き、3月末まで陽性患者や疑い患者を迅速に受け入れるため、医療機関に対して病床確保に要する費用への助成などを行うものである。「専用医療施設の整備への助成」は、更なる病床確保のため、医療機関が敷地内又は隣接地にコロナ専用病棟を一時的に整備するに当たり、工事費や医療機器の整備費等へ助成するものである。なお、専用医療施設は令和3年度末までの設置を想定しており、建物のリース期間が2か年に及ぶことなどから、併せて債務負担行為の設定をお願いしている。「軽症者等を受け入れる宿泊療養施

設の更なる確保」は、引き続き、軽症者・無症状者が、原則、宿泊療養を行えるよう、ピーク時への備えとしている1, 500室の確保に向け、ホテルの使用料や運營業務に係る委託料等を計上している。「医療機関の持続可能な経営に向けたオンライン研修の実施」は、コロナ禍における医療機関の現状分析及び今後の経営方針について県医師会と連携してオンラインで研修を実施するものである。

次に、二つ目の○、「県内経済活動の回復と『新しい生活様式』への対応」についてである。「観光応援キャンペーン等による観光関連事業者への支援」は、国のG・O・T・Oトラベル事業と合わせて、県内に宿泊した県民を対象にクーポンを発行することなどにより、観光需要を創出し、観光関連事業者を支援するものである。「中小企業のオンラインでの販路開拓に向けた支援」は、中小企業がオンライン展示商談会で使用するPR動画の作成やオンラインでの営業に必要なホームページの作成などに要する経費へ助成するものである。「ハローワーク浦和・就業支援サテライトにおける相談業務等のオンライン化」は、求職者向けの就職相談や就職支援セミナーに加えて、求人企業向けの採用活動に係る相談等をそれぞれ新たにオンラインで実施するものである。「テレワーク等の推進に伴う庁内ネットワーク環境の強化」は、行政のデジタル化、新しい生活様式を実践するため、庁内のネットワーク環境を増強し職員のテレワーク等を推進するものである。なお、庁内ネットワークが接続している全ての機関を対象としており、工期が令和3年度に及ぶため、併せて債務負担行為の設定をお願いしている。

裏面の上から一つ目の○、「指定管理者制度導入施設における感染症対策に伴う委託料等の増額」については、さいたまスーパーアリーナをはじめとした27施設において、施設の閉鎖に伴う利用料金収入の減収と各施設が実施した感染症対策経費について委託料等を増額し、指定管理施設の適切な維持管理を図るものである。

次に、二つ目の○、「感染拡大等に伴う予算執行の見直し」については、新型コロナウイルス感染症等の影響により予算執行を見直したもので、「東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業」として17億5,737万6千円の減額を計上している。また、国民体育大会への選手等の派遣や昨年度の予算特別委員会において附帯決議がなされた県有施設エコオフィス改修事業費などについて、「その他のイベント関連事業等」として4億9,360万4千円の減額を計上している。

次に、三つ目の○、「公共事業の追加、適正工期の確保」についてである。「道路・街路事業」及び「河川事業」は、国庫補助事業の調整、いわゆる内定差が生じたことにより公共事業を追加するものである。「繰越明許費の設定」は、関係機関との協議が難航しているなど、やむを得ない事由により年度末までの完成が難しい工事について、早期に繰越明許費を設定し、適正な工期の確保を図るものである。

次に、四つ目の○、「その他」についてである。「新型コロナウイルス感染症対策推進基金への積み立て」は、法人や個人からいただいた寄附金等を基金へ積み立てるものである。「知事等の給与の特例減額」は、先ほど説明した条例案を踏まえ、知事、副知事、教育長の給与について、それぞれ減額するものである。「予備費の増額」は、今年度、新型コロナウイルス感染症対策や秩父市内における土砂崩落事案に係る行政代執行に要する経費等に予備費を充当した結果、残額が減少しているため、今後の災害対応など不測の事態に備え、2億円の増額をお願いするものである。

「4 主な財源」についてだが、今回の補正では、特定財源である国庫支出金、県債などを充てている。また、繰入金については、予算執行の見直しや新型コロナウイルス感染症対策推進基金からの繰入金を財源としていた一部の事業について、国庫支出金に財源を変更したことに伴う減額である。そのうち財政調整基金については、予算執行の見直しに伴い、19億6,223万1千円の取り崩しを中止しており、令和2年度末の基金残高は約66億円となる見込

みである。

資料4は、補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。

以上が、9月定例会に提案を予定している議案等の概要である。よろしくようお願い申し上げます。

委員長

2 請願の受付状況についてだが、議事課長に説明させる。

議事課長

本日午後2時現在、請願の受付はない。なお、9月定例会で審議する請願の締切は、先例により、開会日の午後5時までとなっている。

委員長

3 9月定例会の会期予定等についての(1)質疑質問者数及び質疑質問日数についてだが、1日3人で5日間、計15人ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)会派別日別質疑質問者の割り振りについてだが、お手元の資料1に基づき、委員長案を申し上げてよいか。

< 了 承 >

委員長

まず、会派別割り振りだが、今定例会は自民9名、県民2名、民主フォーラム1名、公明2名、共産党1名ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、日別割り振りを申し上げる。

初日、自民1名、県民1名、民主フォーラム1名。2日目、自民1名、公明1名、共産党1名。3日目、自民2名、県民1名。4日目、自民2名、公明1名。5日目、自民3名ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)質疑質問者氏名及び質問日の報告期限についてだが、開会日前日に当たる9月23日(水)の正午までとするので、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

委員長

次に、(4) 会期予定についてだが、委員長案を配布してよいか。

< 了 承 >
< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

この案でいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(5) 発言通告書の提出期限についてだが、先例により、休日を除き、発言の2日前の正午までとなるので、御協力願う。

したがって、質疑質問1日目の9月30日(水)に係るものについては9月28日(月)の正午までとなるので、御協力願う。

< 了 承 >

委員長

4 議席の枠の変更についてだが、会派別所属議員数の変更に伴い、議席の枠を変更する必要が生じている。

については、お手元の資料2のとおり、自民及び無所属の枠を変更することでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、ただ今の議席の枠の変更に伴う議席の変更はないので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

5 新型コロナウイルス感染防止の対応についてだが、ウイルスと共存しつつ、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を踏まえ、円滑な議会運営を行っていくことが肝要だと考えている。

そこで、お手元の資料3のとおり委員長案を作成したので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

さきの6月定例会の申合せ事項からの変更点は、大きく2点ある。

1つは、本会議及び委員会における対応についてだが、2及び3にあるとおり、マスクの着用や手洗い・アルコール消毒等を徹底した上で、傍聴者も含め、通常どおりの対応に戻すこととする。また、執行部にも同様の対応を要請する。

次に、2の(3)にあるとおり、今定例会においては、議長席及び演壇にアクリル板を設置する。そこで、議長席及び演壇においては、マスク等の着脱を可能とすることを考えている。

私としては、案のとおり9月定例会会期中の対応を申し合わせるとともに、執行部に対しても協力を要請したいと考えているが、いかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、各会派におかれては、所属議員にこの旨の周知をお願いする。

委員長

6 テレビ広報番組についてだが、お手元の資料4及び資料5に基づき、政策調査課長に説明させる。

政策調査課長

お手元の資料4「本会議のテレビ中継予定(案)」を御覧願う。

これまでと同様、9月定例会についても、議会運営委員会委員長及び副委員長の監修の下、テレビ中継したいと考えている。開会日及び閉会日の委員長報告までについては生中継で、一般質問については1日分を1時間に編集の上、録画放送で行いたいと存じる。後日、編集に当たって、質問をされた議員の皆様へ、放送する質問項目を選んでいただきたいと存じる。一般質問の様子は、質問からおおむね1週間以内の夜8時から9時の時間帯に放送したいと考えている。

続いて、お手元の資料5「テレビ広報番組の収録及び放送について」を御覧願う。

まず、1の「9月定例会ダイジェスト」である。定例会開会日の議会運営委員会、定例会中の本会議の審議風景を、テレビカメラにより収録させていただき、10月25日(日)に放送したいと考えている。

次に、2の「特別委員会だより」である。各特別委員会の審査風景をテレビカメラにより収録させていただき、11月1日(日)及び8日(日)に放送したいと考えている。

どうぞ、よろしく願います。

委員長

7 第20回都道府県議会議員研究交流大会についてだが、お手元の資料6に基づき、政策調査課長に説明させる。

政策調査課長

お手元の資料6を御覧願う。

今年度も全国都道府県議会議長会主催による都道府県議会議員研究交流大会が予定されている。ただし、今回は、新型コロナウイルス感染症対策として、オンラインによる開催となった。

資料6の2枚目を御覧願う。この大会は、共通する政策課題について意見交換等を行い、地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資することを目的としている。

開催日程は、11月9日(月)から11日(水)までとなっている。1日目の基調講演「地方議会・地方議員の将来像」は録画配信、五つのテーマによる分科会は3日間に分け、それぞれライブ配信となっている。

本大会については、例年、10名の議員が参加していたが、今回はオンライン配信のため、参加議員数に制限はなく、希望の方全員に御参加いただくことができる。

どうぞ、よろしく願います。

委員長

この件については、例年、埼玉県議会会議規則第85条に基づき、議会の議決により、議員を派遣していたが、今回はオンライン開催であり、会場への派遣という形ではないため、議員が参加するに当たって議会の議決を要しない。

なお、2日目の第2分科会においては、本県の田村議長がパネリストを務めることになっている。

参加方法については、後日、事務局から案内があるので、議員各位の積極的な参加をお願いします。

委員長

8 議員政策研修会の開催についてだが、お手元の資料7のとおり、開会日・9月24日(木)の午後1時から開催したい旨、議長からお話があったので、議員各位の御参加をお願いします。

なお、本年度は、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえ、県議会議員のみを参加対象とし、例年、参加を呼び掛けている各市町村議会の正副議長は参加対象としていないので、御承知おき願う。

委員長

9 本会議における手話通訳の試行に関するアンケート結果についてだが、お手元の資料8に基づき、議事課長に説明させる。

議事課長

お手元の資料8を御覧願う。

さきの6月定例会で実施した「本会議場における手話通訳の試行」に関するアンケート結果について、報告させていただく。

本会議での手話通訳の試行は、一番上の「実施時期」にあるとおり、6月定例会の開会日、一般質問日及び閉会日の計7日間、議場内の演壇脇で通訳者が手話通訳を行う形で実施し、その映像をインターネット中継でもライブ配信した。この試行について、県議会ホームページからの電子申請や傍聴者にアンケート用紙を配布するなどしてアンケート調査を行ったところ、県議会議員を含め、計231名の皆様から御回答をいただいた。その結果を取りまとめたのがこの資料である。

まず、「1 今回の手話通訳の試行を受けての全体的な意見・感想」としては、「手話通訳を介して、私たちの暮らしに関わる政策が議会でこのように審議されて改善されていくということを知ることができた」「県議会が身近に感じられるようになった」「今回の試行は、埼玉県に手話言語条例が制定されていることの表れであると感謝している」等の意見・感想があった。

次に、「2 改善や要望の意見・感想」としては、「動画配信では、一般的な方法のように手話通訳者をワイプ映像で差し込んだ方が見やすいと思う」「表情や指の動きなど手話表現が見づらいときがあったので、手話通訳者の映像を少し大きくしてほしい」等の意見・感想があった。

最後に、「3 今後の手話通訳の導入に向けて」としては、県議会議員の皆様からの御回答を取りまとめたものである。「全ての定例会で実施した方がよい」が全体の72%、「手話通訳を付ける回数を減らして実施した方がよい」が9%となっており、実施の継続を望む意見が80%

を超えている。以下、「その他の意見」が13%、「特段の意見なし」が6%となっている。
アンケート結果についての報告は以上である。どうぞ、よろしく願います。

委員長

本会議における手話通訳については、今回のアンケート結果を踏まえ、事務局に今後の対応を検討させるので、御了承願う。

< 了 承 >

木下委員

お忙しいところ恐縮だが、委員会で提案する議員提出議案への討論について、改めて御確認いただきたいと存じる。

意見書や決議等、議会運営委員会で議論する議員提出議案については、先例により、最終日の議会運営委員会までに正副委員長において、各会派間の調整を検討しておくものとされている。これは、可能な限り、委員会としての意思を統一し、提案することが望ましいという趣旨である。

なお、同じく先例により、常任委員会は、審査段階で、全員一致をもって、意見書案又は決議案を提出することができることとされている。

こうした先例に鑑みると、各委員会の正副委員長が、調整した議案に対し、本会議で討論を行うことには違和感が生じる。

これまで、前定例会を除けば、平成以降、正副委員長が、自身が調整した議案に対する討論を行った例はなく、どうしても討論を行う必要がある場合には、会派の別の議員が代わりに討論を行ってきたところである。

他方、この件について、特段の規定はなく、また、具体的な申合せもされていない。そこで、今後の議会運営の円滑化のため、改めて、委員会で提案する議員提出議案について、同委員会の正副委員長は討論を行わない旨を確認し、先例としていただきたいと存じる。

各会派におかれては、趣旨を御理解いただき、御賛同いただきますよう、よろしく願います。

秋山委員

正副委員長はこの討論をやらない、ほかの委員ならばよいということだけを決めていきたいということか。

木下委員

そのとおりである。

井上委員

今の提言をこの場で決めるということではなく、各会派に持ち帰るということでしょうか。

委員長

そこも含めて、御意見はあるか。

秋山委員

私も持ち帰った方がいいと思う。

木村委員

持ち帰りをお願いします。

委員長

ほかに御意見はあるか。

< な し >

委員長

ただ今自民から提案のあった件については、各会派に持ち帰りいただき、次回の議会運営委員会で御協議いただきたいと存じますので、よろしくをお願いします。

中屋敷委員

持ち帰りをしていただくということは協議をしていただくということだからよいが、運営を担っていただくというところに重きを置いて判断していただきたいと思う。私たちはその気持ちの中で幹事長の方から提案をさせていただいたので、よろしくをお願いします。

委員長

御意見として伺っておく。議事に戻る。

委員長

10 その他の次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、9月定例会開会日・9月24日（木）の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >